総務省統計局

㊙

世帶主又は世帶の管理者は申告義務者となり十月一日午前八時迄に申告書を作成し國勢調査員が集めに來たとき渡すこと

昭和十五年十月一日

國勢調査申告書

申告書の記入を終つたときは記載事項に誤りのないことを確めた上申告者氏名欄の所に氏名を記入し認印を押すこと

調査區番號 第　號

欄	1	2	3	4	5
一 氏名					
二 世帶に於ける地位					
三 男女の別	男 女	男 女	男 女	男 女	男 女
四 出生の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
五 配偶の關係	未婚 有配偶（屆出の有無） 死離別	未婚 有配偶（屆出の有無） 死離別	未婚 有配偶（屆出の有無） 死離別	未婚 有配偶（屆出の有無） 死離別	未婚 有配偶（屆出の有無） 死離別
六 所屬の事業及職業 (一) 現在 事業所（勤務先を含む）名					
事業所の事業種目					
自己の勤務する部門の事業種目					
職名					
事業主なりや否やの別	事業主 否	事業主 否	事業主 否	事業主 否	事業主 否
家族從業者なりや否やの別	家族從業者 否	家族從業者 否	家族從業者 否	家族從業者 否	家族從業者 否
(二) 昭和十二年七月一日の 事業所（勤務先を含む）名					
事業所の事業種目					
自己の勤務する部門の事業種目					
職名					
七 指定技能 (一) 指定の職業 現職 職名					
現職 從業期間	個年 個月	個年 個月	個年 個月	個年 個月	個年 個月
前職 職名					
前職 從業期間	個年 個月	個年 個月	個年 個月	個年 個月	個年 個月
(二) 指定の學歷 第一種	學校 學科	學校 學科	學校 學科	學校 學科	學校 學科
第二種	學校 學科	學校 學科	學校 學科	學校 學科	學校 學科
第三種	大學 學科	大學 學科	大學 學科	大學 學科	大學 學科
八 兵役の關係					
九 出生地					
十 本籍地					
十一 民籍又は國籍					

世帶人員（此の欄は調査員之を記入す） 男 女 計

申告者 氏名 印

內閣統計局

記入に當り注意すべき點

一 文字はハッキリと、墨又は青インキで記入すること。

二 同じ記入事項は同、同上と記入せず、くり返し記入すること。

三 記入事項を訂正する場合には、線を引いて抹消し、その傍に正しき記入を爲すこと。

記入の範圍

申告書に記入せらるべき者は、次の者である。

一 銃後一般の者

(い) 十月一日午前零時に世帶內に現在した者は、總て漏なく記入すること。

(ろ) 十月一日午前零時に偶〻屋外に在り又は夜業、夜勤、宿直等の爲世帶のない場所に在つても、十月一日中に自己の世帶に歸るべき者は、その世帶に現在した者として記入すること。

(は) 十月一日午前零時に汽車、電車又は陸路の旅行中であつて、旅館その他の世帶に宿泊しないことが豫め明かな者は、最後に出發した世帶に現在した者として記入し、又豫め明かでない者は、十月一日午前八時迄に始めて到着した世帶に現在した者として記入すること。

二 現役軍人、應召中の軍人、軍人に非ざる陸海軍の俸給受給員、帝國版圖外に於て從軍中の軍屬・報道班員・神官神職及宗教家

これ等の者は十月一日午前零時に何處に在つても、夫〻次の世帶の一員として、重複脱漏のない樣特に注意して記入すること。

(い) 配偶者（內緣關係を含む）のある者は、その配偶者の現在する世帶。

(ろ) 配偶者のない者は、その父（父のないときは母）の現在する世帶。

(は) 配偶者及父母のない者は、その最年長の子の現在する世帶。

(に) 配偶者、父母及子のない者は、その祖父（祖父のないときは祖母）の現在する世帶。

(ほ) 配偶者、父母、子及祖父母のない者は、その最年長の兄弟姉妹の現在する世帶。

(へ) 配偶者、父母、子、祖父母及兄弟姉妹のない者は、その召集通報人の現在する世帶。

(と) 配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及召集通報人のない者は、その本籍地の市町村長の現在する世帶。

以上の場合の父母、子、祖父母、兄弟姉妹とは軍人及軍屬等と同一戸籍內の者に限る。

各欄の記入方

一 氏名

一 まだ命名しない者は名ツケズと記入すること。

二 氏名の明かでない者は通稱を記入すること。

二 世帶に於ける地位

一 普通の世帶では、世帶主は主人、その他の者は世帶主との續柄又は關係を妻、父、弟、長男、長男の妻、子守、來客等と記入すること。

二 準世帶に在る者は準世帶との關係を寄宿人、患者、宿泊人、船客、事務員、船員等と記入すること。

三 男女の別

男は男、女は女の欄に〇印をつけること。

四 出生の年月日

一 實際生れた年月日を記入すること。

二 生れた年の不明な者は見込の年齡を何歲と記入すること。

五 配偶の關係

一 まだ結婚したことのない者は未婚の欄に〇印をつけること。

二 現に配偶者のある者は有配偶の欄に〇印をつけること。屆出をした者は屆、屆出をしない者は無の欄に〇印をつけること。

三 配偶者に死別又は離別して現に獨身の者は死離別の欄に〇印をつけること。

六 所屬の事業及職業

(一) 現在

事業所（勤務先を含む）名

一 自分で事業を營んでゐる者はその事業所名を記入すること。家族でその事業に從事してゐる者も亦同じ。

二 勤人、職工、住込の雇人等の樣に人に雇はれてゐる者は勤務先又は主人の營んでゐる商店、工場、會社、官公署、學校等の名稱を記入すること。

三 家事の爲に雇はれてゐる女中、子守、抱運轉手等は家事と記入すること。

四 無業の者はナシと記入すること。

事業所の事業種目

一 自分で事業を營んでゐる者はその事業の種類を記入すること。家族でその事業に從事してゐる者も亦同じ。

二 勤人、職工、住込の雇人等の樣に人に雇はれてゐる者は勤務先又は主人の營んでゐる商店、工場、會社、官公署、學校等の事業の種類を記入すること。

三 事業の種類は農業、漁業、鑛業、工業、商業等の種類を用ひず、その內容を明かにし得る樣に詳しく記入すること。

四 家事の爲に雇はれてゐる女中、子守、抱運轉手等は家事と記入すること。

五 無業の者はナシと記入すること。

自己の勤務する部門の事業種目

一 二つ以上の事業部門のある工場、會社等に勤務してゐる者は自分の勤めてゐる部門の事業の種類を記入すること。

二 事業所の事業が部門に分れてゐない場合には斜線を引くこと。

三 家事の爲に雇はれてゐる女中、子守、抱運轉手等は斜線を引くこと。

四 無業の者は斜線を引くこと。

職名

現在從事してゐる職業が別に配付する「職名表」に掲げてある職名の何れに當つてゐるかを見定めてその番號と職名とを記入すること。

事業主なりや否やの別

一 個人で事業を營んでゐる者は事業主の欄に〇印をつけること。

二 その他の者は否の欄に〇印をつけること。

家族從業者なりや否やの別

一 世帶主又は家族の業務、所謂家業に從事してゐる家族は家族從業者の欄に〇印をつけること。

二 その他の者は否の欄に〇印をつけること。

(二) 昭和十二年七月一日の

昭和十二年七月一日（事變直前）に於ける狀態を(一)「現在」の各欄の記入方にならつて夫〻記入すること。

七 指定技能

(一) 指定の職業

現職

職名

一 別に配付する「指定技能表」の「指定の職業」に掲げてある職業に現在從事してゐる者はその番號と職名とを記入し、尙實際に呼ばれてゐる別の職名があるときはその職名を附記すること。

二 その他の者は斜線を引くこと。

從業期間

一 前欄に指定の職業を記入した者はその職業に從事した年月數を記入すること。

二 その他の者は斜線を引くこと。

前職

職名

一 現在「指定技能表」の「指定の職業」に掲げてある何れの職業にも從事してゐないが、曾て何れかの指定の職業に從事したことのある者はその主なるもの一に付番號と職名とを記入すること。

二 その他の者は斜線を引くこと。

從業期間

一 前欄に指定の職業を記入した者はその職業に從事した年月數を記入すること。

二 その他の者は斜線を引くこと。

(二) 指定の學歷

一 「指定技能表」の「指定の學歷」に掲げてある學歷を有する者は、その學歷が甲種實業學校程度のときは「第一種」の欄に、專門學校程度のときは「第二種」の欄に、大學程度のときは「第三種」の欄にその卒業又は修了した學校名と學科名（例へば林學科、電氣科）とを記入し、その他の欄には斜線を引くこと。

二 その他の者は斜線を引くこと。

八 兵役の關係

一 陸軍の歸休兵及豫備役・後備役・補充兵役に在る者で在鄕のものは陸軍在鄕軍人と記入すること。

二 海軍の歸休中の下士官兵、豫備役・後備役・補充兵役・第一國民兵役に在る者及海軍豫備員で在鄕のものは海軍在鄕軍人と記入すること。

三 その他の者は斜線を引くこと。

九 出生地

一 內地で生れた者は出生の道府縣郡市町村名を記入すること。

二 朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島で生れた者は夫〻朝鮮、臺灣、樺太、關東州又は南洋と記入すること。

三 外國で生れた者はその國名を記入すること。

十 本籍地

一 內地及樺太に本籍のある者はその道府縣郡市町村名を記入すること。

二 その他の者は斜線を引くこと。

十一 民籍又は國籍

一 朝鮮人、臺灣人、樺太人、南洋人は夫〻朝鮮、臺灣、樺太又は南洋と記入すること。

二 外國人はその國籍を記入すること。

三 國籍のない者はナシと記入すること。

四 その他の者は斜線を引くこと。

以上は銃後一般の者に付ての記入方であるから、現役軍人、應召中の軍人、軍人に非ざる陸海軍の俸給受給員、帝國版圖外に於て從軍中の軍屬・報道班員・神官神職及宗教家に付ては下の表に從つて記入せられたい。

區分	一 氏名	二 世帶に於ける地位・三 男女の別・四 出生の年月日	五 配偶の關係	六 (一) 現在 事業所（勤務先を含む）名	事業所の事業種目・自己の勤務する部門の事業種目	職名	事業主なりや否やの別・家族從業者なりや否やの別	六 (二) 昭和十二年七月一日の	七 指定技能	八 兵役の關係	九 出生地・十 本籍地・十一 民籍又は國籍
現役武官（下士官以上）		銃後一般の者の記入に同じ。		陸軍又は海軍と記入すること。	斜線を引くこと。	陸軍軍人又は海軍軍人と記入すること。	否の欄に〇印をつけること。	斜線を引くこと。	斜線を引くこと。	斜線を引くこと。	銃後一般の者の記入に同じ。
現役兵及應召中の軍人		銃後一般の者の記入に同じ。		入營、入團又は應召直前の狀態を銃後一般の者の記入方にならつて記入すること。				斜線を引くこと。	斜線を引くこと。	陸軍部隊在營中又は海軍部隊在隊中と記入すること。	銃後一般の者の記入に同じ。
軍人に非ざる陸海軍の俸給受給員		銃後一般の者の記入に同じ。		陸軍省又は海軍省と記入すること。	斜線を引くこと。	銃後一般の者の記入に同じ。	否の欄に〇印をつけること。	斜線を引くこと。	斜線を引くこと。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。
帝國版圖外に於て從軍中の軍屬・報道班員・神官神職及宗教家		銃後一般の者の記入に同じ。		從軍直前の狀態を銃後一般の者の記入方にならつて記入し、尙從軍と附記すること。	從軍直前の狀態を銃後一般の者の記入方にならつて記入すること。			斜線を引くこと。	斜線を引くこと。	銃後一般の者の記入に同じ。	銃後一般の者の記入に同じ。